

○総括審議官

それでは、皆さんおそろいになったようですので、4 つ目の事業であります「介護サービス情報の公表制度支援事業」についての議論を始めたいと思います。このセッションについては、藤井内閣府副大臣にもオンラインで御参加いただいておりますので、まずは藤井副大臣のほうから御挨拶をお願いします。

○内閣府副大臣

皆さん、どうもありがとうございます。このセッションに参加させていただきます内閣府副大臣の藤井比早之でございます。よろしくお願ひいたします。

○総括審議官

それでは、始めさせていただきます。まず、担当部局からの御説明をお願いします。この説明が長くて後の議論が短くなってしまうことがあるので、5 分厳守をお願いします。言い足りないところは質疑の中で言ってください。

○老健局

それでは、介護サービス情報の公表制度支援事業につきまして、老健局の認知症施策・地域介護推進課長の笹子から、手短かに御説明させていただきます。資料の 4-6 から資料です。次のページを御覧いただき、こちらは介護サービス情報公表制度の概要をお示ししているものです。こちらにございますように、この制度は、介護保険法に基づきまして利用者、利用者というのは介護サービスを御利用される方という意味ですけれども、この方が適切に事業者を選択・評価することを支援する観点で設けられているものです。そうした公表制度を設けることによりまして、期待する効果の 2 つ目のポツにありますように、事業所のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援するというものです。

右側にあります公表までのフロー図ですが、事業所が年に 1 回、都道府県のほうに公表すべき事項を報告し、それについて正確性などを都道府県が調査して公表するという流れになっています。公表される内容は基本情報、運営情報など、右下に書いてあるようなものです。こういった公表制度の趣旨を担保するために、左下に赤で書いていますけれども、2 つの事業をお認めいただいています。まずは①でシステム等整備事業です。令和 2 年度は 5,700 万円ということですが、こちらは、項目の追加であるとか、あるいは利用者の円滑な利用に資するようなシステム開発・運用等を行うものです。②につきましては公表制度支援事業ということで、先ほど申し上げましたように都道府県が調査などを行う際に適切に行っていただけのように、これを補助するというものです。

お開きいただいて 4-8 ですが、イメージです。都道府県を選択して、その後、検索対象・条件を選択していくということですが、いろいろな検索の仕方があります。お住まいの所の地図から検索することもできますし、こんなサービスを使いたいということであれば、サービスから検索していただくことも可能です。

いずれにしても様々な検索ができる中で、左下にありますように介護事業所だけでなく、例えば地域包括支援センターであるとか、あとは生活支援サービスとありますけれども、介護サービス以外にも例えば見守りであるとか配食サービス、さらには交流の場、外出支援、サロン、体操教室といったものがお住まいの近くにあるかどうか、こういったものについても知りたいというお声がありましたので、追加しているものです。

それで検索を表示しますと、右にありますように検索結果が表示されます。様々な項目がありますけれども、見やすいように、右下にあるようなレーダーチャートで、都道府県の平均と事業所の状況を分かりやすく5点満点で表示し、さらに複数の事業所を1つの画面に並べて比較もできる仕組みにしていますので、利用者の利便性に資するような観点から作り込んでいるものです。

4-9は公表項目ですのでスキップさせていただきます、4-10です。これまでの情報公表システムには「アンケート機能」というものがあります。このアンケート機能によってシステム利用者のニーズを把握させていただいています。機能面のもものもありますし、この表の真ん中にありますように、先ほど御説明したような地域包括支援センターであるとか生活支援等サービスの情報の追加をさせていただいたり、さらにはサービス付き高齢者向け住宅の検索機能なども付け加えているということです。赤にしていまいませんけれども、その下にありますように、利用者が例えば訪問介護を月に何回使い、デイサービスを何回使って、概算でどのぐらい料金が必要なのかを試算できるような機能も追加しています。

さらに、この時代ですから、次のページにありますようにオープンデータということで、これは内閣官房のほうで公表している「推奨データセット」に基づき、CSV ファイルを公表しているということで、こちらにつきましては利用者様、すなわち介護サービスを利用される方以外の研究者の方などにもお使いいただいているのではないかと考えているところです。

4-12です。ニーズへの対応例ということで、「受入可能人数」といったものも見られるようにしてほしいといったニーズもあり、そういったことで任意で公表できますし、さらに、例えば都道府県によっては介護事業所を独自の認証制度で評価している所もありますので、そういったものも載せられるようにしています。

4-13ですが、システムへのアクセス数ということで、左から全国トップページ、都道府県トップページ等々あります。大体200万件ぐらいということです。事業所の情報検索結果につきましては600万程度いっているといった状況です。

4-14ですが、先ほどの都道府県の調査事務等が行えるように支援をさせていただいているということです。時間が超過していますのでスキップさせていただいて、4-16の今後です。今年度、更に利用者の選択に資するために調査研究事業を行おうと思っています。ここの中で項目等のニーズについてもしっかりと把握した上で、進めてまいりたいと思います。

4-17、最後です。論点と見直しの方向性ということで、1つ目、利用者のニーズに適したものが設定されているか検証する必要があるのではないかとということ

です。今申し上げたとおり、見直しの方向性というところで、システムのアンケート機能に加え、今年度、きちんと調査研究事業を行うことによって、利用者の活用方法やニーズを把握し、しっかりと対応してまいりたいというのが1点目です。

論点・課題②、より適切な成果目標を設定すべきではないかということですが、こちらは現在、情報公表システムへのアクセス数だけを指標としていますが、冒頭に申し上げたこの制度の趣旨は、きちんと適切に選択していただくということです。1つ目の○の真ん中にありますように、複数の事業所を比較するページへのアクセス数を指標の一つにするなど、新たな指標を設けてはどうかと考えているところです。私からの御説明は以上です。

#### ○総括審議官

今、事務局から説明すべき論点も併せて説明していただきましたので、このまま質疑応答に移らせていただきます。御意見のある方は挙手をお願いします。大屋委員、お願いします。

#### ○大屋委員

御説明ありがとうございました。何点か確認をさせてください。1つ目は、頂いた資料の7ページ目というか4-7です。報告は年1回で、都道府県知事が必要と認める場合にはこれを調査するという事になっているかと思えます。この調査は確実に終わっていて、報告というのは当事者の主張だと思えますが、その内容が正しいかどうかということは、どのぐらい確保されているのでしょうか。

#### ○老健局

お答えいたします。法律上、この調査というものは必要に応じて行うというふうにしております。その趣旨は、市町村にしても、この調査を受ける事業所にしても、介護人材不足の中で様々な業務を行っていただくのは負担感もあるということで、そのような形にさせていただいています。かなり調査をやっている都道府県、指定都市と、そうでもない所もあるということから、昨年度、私どもでそこら辺を分析させていただきましたので、そういった分析を基に、てこ入れというか対応をさせていただきたいと考えています。

#### ○大屋委員

ありがとうございます。2つ目は、4-11の所でオープンデータというものを公表していますということについてお話いただきました。今、ここに挙がっているデータの内容が、公開されているものの全てであるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○老健局

お答えいたします。CSVファイルとしてダウンロードできるものは、この項目

ということです。

#### ○大屋委員

ありがとうございます。これは2つとも関わっている話で、行政の労力は有限ですので、全てが正しいかどうか確認して回るわけにはいかないだろうというのはおっしゃるとおりかと思えます。一方で、当事者の主張というのは正しくないこともあれば、一応、数としては間違っていないかもしれないけれども、本当ではないよねということも、実態から遠いものが挙がっているケースもあろうかと思えます。こういうものを利用者の目から確認し、こんなことを言っているけど本当はどうかという情報と突き合わせ見られるようにすることが、情報の内容の品質を確保するために非常に重要であり、また、分かりやすく言うと、いわゆるグルメサイトのランキングであるとか口コミであるとか、そういうものが期待されるわけです。ただ、それを例えば行政がやってよろしいかとなると、口コミの内容がどこまで正しいか分からないとか、誹謗中傷を書き込まれるということでプラットフォーム事業者の皆さんも苦労しておられますので、それはちょっと難しいというのは大変よく分かる。やはり行政としては事実の公表にとどめたいとするならば、行政が事実を公表し、それに対する評価とか検証を民間が担当するという形でのオープンデータの活用というのが考えられるのかなと。そういう観点から、今のことを申し上げました。もし簡単に応答がございましたら。

#### ○老健局

御指摘、ありがとうございます。私どもとしても大屋先生に御指摘いただいた方向かなというふうに思っています。この情報公表制度を分析してみますと、御高齢者の方の御利用が多いということで、仮にサービスを受けてからここにわざわざ入ってきて口コミを書きただけかと言うと、そうでもないということもあると思えますし、そういった意味ではバイアスも掛かってくるということですね。そういった意味では、その口コミがきちんとした客観性を持ったものであるかどうかの担保は、私ども行政ではなかなか難しいところもありますので、正しくそこは民間の活力などを活用していただければと考えています。

その上で申し上げますと、官民データ活用推進基本法の理念を踏まえて、このデータセットを公表させていただいていますけれども、これに限らなければならぬという法もないわけです。そういった意味では、これからニーズも踏まえてここについても検討していきたいと考えていますし、実際、こういったデータを使って介護事業所の口コミサイトを運営しているような事業者もいると伺っていますので、基本的な路線としては大屋先生のおっしゃっているとおりかなと思っています。

#### ○大屋委員

ありがとうございます。もう1点だけ確認させてください。4-10で、現行のシステムについて、アンケート機能でニーズを収集して改善を試みておられると

いう御紹介がありました。このアンケートについてですが、「アンケートはこちら」というようなリンクがあって、希望した方が答えるという形式でしょうか。それとも、全利用者に対して、一定の割合でポップアップで「アンケートに答えてください」という要請が出るようなものでしょうか。

○老健局

事実関係だけ申し上げますけれども、ポップアップ等ではなく、最初の画面の所にアンケートという所がありますので、そこでアンケートをしたい方にさせていただくという仕組みになっています。

○大屋委員

分かりました。ありがとうございます。多分、不満のある方が書くのだろかなということで、一定のバイアスがあるのかということについてだけ御指摘したいと思います。以上です。

○総括審議官

伊藤(伸)委員、お願いします。

○伊藤(伸)委員

今、大屋先生の話のお答えにあったオープンデータを、実際に使っている民間事業者があるという御回答でしたが、これは、今、出ている介護サービス情報の全体を使っているものなのか、どこかのエリア限定で使っているものなのか、何か分かることはありますか。

○老健局

お答えいたします。今、私が申し上げましたのは、オープンデータを使っているかどうかまでは分かりませんが、介護事業所の口コミサイトのようなものを運営されている会社があることを確認しているということで、これを使っているかどうかまでは分かりません。ただし、オープンデータについては1か月で1,000件弱ぐらい、ダウンロードも1,300件ぐらいという状況で、我々としてもオープンデータ、CSVでダウンロードできるということは、これからも周知させていただきたいと思っています。

○伊藤(伸)委員

正に行政の役割として1次情報を持っていること、これは多分、民間事業者でなかなかできないことであって、それを公開するときは正にオープンデータの考え方になってくるかと思いますが、現時点ではなかなかそこまでいかないからこそ、厚労省のサイトの中で全体情報を出しているということがあると思います。この先の流れの中でいろいろな民間事業者が出てきたときに、厚労省としてはデータセットだけ提供する、要はCSVになるのか、提供した後は民間の中で是非と

もいろいろな工夫をしてくださいという考え方は、私はあるのではないかと思っています。そこについては先ほど、目的として全体情報を出すことと判断するための材料にしていくという話もあったと思いますが、正に判断するための材料とすると、先ほどから大屋先生がおっしゃっているような口コミで、ここを使ってどうだったかというところが見えてくると、正に判断材料になってくるのかなと思います。そこはいかがでしょうか。

#### ○老健局

私どもは、そういった口コミの適切性というものを担保する手段を持ち得ないということを申し上げているので、それが真正なものかどうかというのは民間の工夫でやっていただくということは、ニーズとしても、確かにアンケート機能に寄せられている御意見の中でもそういったものがございますので、そういった工夫をされるというのはあるのかなと考えています。この情報公表システム自体は法律に基づいて、さらに項目も介護保険法施行規則に規定しているものです。それは、事業者にとって公表したくないようなものも含めてきちんと提供するという趣旨で、法的な拘束力を持って公表しているものなので、それと民間事業者が提供したいものというのは、若干、ずれがある可能性もあります。そういった観点で、オープンデータとして民間事業者がCSVとして欲しいというものについては、先ほど大屋先生から行政は無限大ではないとおっしゃっていただきましたけれども、システム改修するにもお金は必要で、そういった意味で、まずは冒頭に申し上げたとおり、介護保険法の趣旨にのっとって利用者がちゃんと選択できるかというのをやった上で、このオープンデータをどうしていくのかというのも引き続き考えていきたいと思っています。

#### ○伊藤(伸)委員

最後にしますが、正に法律に書かれていることも見ましたけれども、法律上は情報の公表という部分であって、多分、サイト自体を作るかどうかというよりは、情報の提供ができていればいいということなのかなと思います。政省令があるから、どっちにしてもその改正は必要になってくるかなと思います。

細かくサイトを見ていると、これは前の勉強会にもありましたけれども、更新がされていない部分があって、何で更新がされていないのかと考えると、ここに出すことのインセンティブを感じない事業者からすると、そのままになってしまっているのかなと思います。私が見ていた中で、ホームページをクリックすると、本当は病院の中の事業所が登録されているのですが、病院のホームページが出てきてしまって、その事業所の情報に行き着かないというのが、1、2ではなかったという部分がありました。これが民間ベースになると、そこはいろいろな工夫があるのかなと感じました。すみません、最後は意見になってしまいました。

#### ○総括審議官

栗原委員。

#### ○栗原委員

伊藤(伸)委員がおっしゃったことと重なりますので、続けてコメントさせていただきたいと思います。まず公表内容についてですが、公表項目と情報の更新というか新しさ、ここについては是非見直していただきたいと思います。私もこの情報を利用してしまして、とても内容が充実しているんです。とても詳しく開示されていて、重要な情報だと思います。最近ですと、サ高住が入ったり認知症の対応の情報が追加されたりして非常にきめ細かいと思いますし、例えば従業員の状況で離職率やどういうスタッフがそろっているのかという情報も開示されていて大変有用だと思いますので、引き続き、ニーズを調査して必要なデータを追加していただきたいと思います。

今後どのような情報の追加があり得るか考えると、調査結果にもよりますが、たとえば、法人情報の充実とか、今は任意になっていますが、入居率と待機人数ですね、こういう情報は有用かと思います。昨今ですと、いろいろと災害も多くなっているで、施設の災害対応状況とか、こういったようなところも必要ではないかと思いますが、これは調査結果とそのコストというところで見ていただきたいと思います。

それから、情報の更新についてですが、ある自治体では、その自治体に存在する施設について全て 2017 年の情報になっているところもありますし、2010 年ぐらいのデータがそのまま残っていて、なぜこういうことが起こるのかなと思ってしまいます。ですから、更新が余りにも遅れているような自治体や事業所については、この補助金を利用して対応を促すということをやっていただきたいと思います。

それと関係するのですが、一方で、更新の頻度も高くかつ項目も精度高くということを追求めますと、入力の手間が結構掛かると思うので、入力のしやすさとか、他のデータとの重複入力を減らすということも重要だと思います。資料の説明で 4-10 の所にありましたけれども、ほかの調査と重複しているようなものについては、データ連携をしていただくということを是非検討していただきたいと思います。

オープンデータについてですが、実際のものを見せさせていただきました。この 24 項目の中で空白のものも結構ありました。かつ、ここに出ているものは本当に基本的なヘッド情報ぐらいなので、中身の部分がほとんどダウンロードできません。ですから、分析や他のデータとの連携をする意味でも、ひいてはデータの更新を促すためにも、データ利活用の促進の観点から、是非、項目を見直していただきたいと思います。一方的に意見を申し上げましたけれども、何かコメントがあれば是非お願いします。

#### ○老健局

ありがとうございます。先生におっしゃっていただいたとおり、とにかく利便性を高めていく、かつ、介護事業所などの負担も減らしていくと。御案内のとおり

り、介護分野は人材不足、ICT などが進んでいなくて文書が多いということですので、ICT を進めながら文書そのものも減らしていく努力が必要だと思っています。そういった中で質の担保をしていくためには、利用者の利便性に資する項目を増やしていく、先ほどの災害情報であるとか。さすがに入居率とかは、毎日、事業所がここにデータをインプットしていくのはなかなか難しいのかもしれませんが、5年後、10年後でしたら IoT で自動的になる時代が来るのかもしれませんが、入力をしなくてはいけないので、個々の事業所にそこまで求めるのが現段階で適切なのか。そういった意味で、ここは任意とさせていただきますので、逆に言うと、こういったところで積極的に情報を公表することが質の高い事業所であることを、事業所のほうにも理解していただくことが重要なのかなと思っています。

個人情報の充実というのは具体的に、例えばケアマネさんの名前といったものを公表すべきということなのか、ちょっとあれでしたけれども、個人情報につきましては様々ございますので。

○栗原委員

個人情報ではなくて法人情報です。

○老健局

法人情報ですね、失礼しました。法人情報、ここに書かれているもの以外ということかもしれませんが、時間の都合上、また後ほど御示唆いただければと思います。いずれにしても充実はさせていただきたいと考えています。それと更新ですが、一言だけ申し上げると、2年以上更新していない所は、昨年、私どもが状況を調査させていただいたと申し上げましたけれども、10%ちょっとということです。逆に言うと、90%ぐらいはそれなりに更新はしているのかなという、マクロではそういったことですけれども、地方によって取組にばらつきがありますし、そこについても私どもは分析を持っていますので、今年度からそういった取組がきちんとできない所、していない所については重点的に、市町村や都道府県ともコミュニケーションをしながら進めてまいりたいと思っています。コロナで市町村もかなりばたばたしていますので、そういった状況も見ながら進めさせていただきたいと思っています。

○総括審議官

井出委員、お願いします。

○井出委員

御説明ありがとうございました。私のほうからは 4-10 です。改修されていたり、いわゆる 18 年度から始まって比較的しっかり見直しはされてきているのだろうなど。それから、最終的な見直しと今後の方向性の所も、私は正直、よくできているというふうに思っています。それを前提として調査研究されるというこ



となので、ちょっとだけ意見ですが、先ほども笹子さんから御紹介があったように、この制度は利用者が適切に選択していくためのものだ。私も同じで、こうしよう、ああしようという利用者の意思決定に役立つ有用な情報を出していくのが命題だと思っています。その中で、その方たちに適合するような情報とは何なのかというのに、制度から 10 年ちょっとたっているのもう一度立ち戻っていただきたい。それから、先ほど委員からもありましたけれども、信頼されないといけないうことと、その一段落ちたところで、そういった情報の基礎での比較可能性が利用者も必要です。あと、複数の方から出ていましたけれども、これが本当にタイムリーというか適時性というか、利用者にとってみて、今、欲しい情報なのかどうかというのは、私はちょっと改善の余地があるのだろうと思います。タイムリーな情報、法律の下で形式的なことはありますけれども、利用者の知りたい実質を捉えたときに、そこのところはお考えいただければと思っています。意見だけです。ありがとうございました。

○総括審議官

伊藤委員、お願いします。

○伊藤(由)委員

御説明ありがとうございました。1 つ、皆さんがおっしゃっていなかったところで要望として申し上げますが、こういうデータベースを作るというのは、国として介護事業の何を把握していて、何を大事なものとして公表するのかという、国としての姿勢が問われるものの 1 つだと思いますので、私としては、これを使って介護の提供体制の分析というものも是非していただきたいと思っています。例えば、これから介護ニーズが増えると言われていのに全然介護事業所が参入してきていないよだとか、むしろつぶれてしまっているよとか、その地域のニーズに合った、例えば定員数であるとか事業所数であるとか選択肢というものが、きちんと増えてきているのかどうかというのは、毎年毎年のデータを保存してトラックしながら、例えば地域でソートをしたときに増えた、減ったというようなことを見ていく必要がある。今、地域包括ケアシステムのほうでは割と市町村別でそのような分析はされていますが、その市町村ごとの分析と、実際にそこでサービスをしている介護事業者の情報がリンクしているかとか、合っているかとかということ、是非やっていただきたいなと思っています。

私も、実はそういう観点から、かねてよりこの介護情報システムのファイルはダウンロードしていて、最近見たら、そういった意味でオープンデータ化されて随分使いやすくなったのですが、栗原さんがおっしゃっていたように、まだやはり未入力だったりします。やはりここで未入力だったらシステムで跳ね返すとか、異常値が入っていて、例えば定員 1,000 人とかと書いてあった場合に、それは違うだろうということで跳ね返すシステムだとか、多少の自動チェックをする機能を植え付ければ、人件費を掛けなくても、ある程度内容の整合性はチェックできると思いますし、更新されていませんよということで、例えば事業者にウオ

ーニングがいくですとか、あるいは、何年も余りにも放置しているようでしたら、多少ペナルティが掛かるですとか、これはちょっと制度設計上難しいかもしれないのですが。国として信頼に足る情報を提供することが目的なのであれば、やはり多少お金は掛かっても、最低限の信憑するに足る情報が継続的に蓄積される仕組みというのは整えていただきたいというふうに思っています。

ユーザー側のインターフェース、つまりユーザー側の使い勝手だとかということでも御指摘があり、それは確かにあるといいなと思うのですが、やはりリアルタイム性、つまり今どれぐらい空きがあるかとか、今どういう人たちが入所しているかというようなことは、かなり月ベースで移り変わっていくことなので、これを民間ベース並みに整えることはなかなか難しいと思っています。なので、飴型と言うのですか、飴、インセンティブを付けて、これを入力しておくとかすごくいいサービスにつながるかもと入居者が思うものとして作るというよりは、これを書いておかないと、つまり正しい数値を入れておかないと、何しろ放置しておく、何らかのペナルティがくるぞと、そういうような立て付けであっても、私はそれはそれでよいと思っています。国として、ここで書いてある情報は最低限信用できるものであるというふうな形で公表するものであれば、むしろそういった飴型設計ではなくて、鞭型設計というのもあり得るのかなというふうに思いました。以上です。

#### ○老健局

伊藤先生、御指摘ありがとうございました。事実関係をまず申し上げますと、この情報公表システムは、事業所が毎年度、都道府県知事に各種項目を報告しなければならないというふうになっており、都道府県知事が内容を公表するということになっております。都道府県知事ですが、介護事業所がこういった報告をしなかったり、あるいは虚偽の報告をしたりという場合には、期限を定めてきちんと報告を行うということであったり、あるいは報告の内容を是正するというようなこと、そういったことを命ずることができるという法体系になっております。さらに、この命ずることができるという命令に従わないときには、最悪、介護事業所としての指定が取り消されたり、あるいは許可等の効力の一部を停止することができる。そういった意味で、法的には正確性を担保する仕組みとはなっているということとして、先ほど申し上げたとおり、様々なものがある中で、優先順位というものが必ずしも高くない地域もあるのかなというふうに思いますので、そこは分析結果を基にきちんと対応してまいりたいというのが1点です。

あとは、自動チェックシステムなど、様々な御示唆を頂きました。私どもとしても、そういった御示唆も含めて、今年度の調査研究を踏まえて使い勝手の良いものにしてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○河村委員

私からは、このシステムはそれなりに皆さんが活用されていて、とてもいいと思うのですが、そもそも何のためにするかというところから、ちょっとそこをお

尋ねたいというふうに思います。これはレビューシートの事業の目的の所にお書きくださっていて、介護保険法に書いてあるということでした。介護保険利用者や家族が、介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切な選択を可能とするため、これこれのシステムをやるとということなのですが、これはもう、こう書いてあるからこれだけの目的なのですか。国がわざわざこんな事業をする以上は、もう少し何と言うか、目的を考えてもいいのではないかなというか、やはり情報公開は世の中でどういうことのためにするかと言うと、例えば各介護の事業所で提供されているサービス、やはり情報公開をするといろいろな競争みたいなことになりますから、サービスを向上させるように促すということにつながると思うのですね。そういったことを意識して、もっと運用することもできるのではないかなというふうに思いますが、まず最初にそこをどういうふうにお考えか、もう法律で決まっているからそれ以上はということなのかをお尋ねしたいと思います。

#### ○老健局

河村先生、御指摘ありがとうございます。介護保険法上は、介護サービスを利用し又は利用しようとする要介護者等、これは要介護者と要支援者ですが、こういった方々が適切かつ円滑にこの介護サービスを利用する機会を確保するために公表することが必要なものとして、項目を厚生労働省令で定めるというふうに、これは法律で書いてあります。ただ、4-7 で私が冒頭に御説明させていただいたとおり、期待される効果の所ですが、事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援するということで、そういった効果も狙っているということですので、河村先生がおっしゃるとおりだと思いますし、先ほど申し上げたとおり、この時代ですので、オープンデータということで様々な形でデータを利活用していただくという視点も持って、私ども進めてまいりたいと思っております。

#### ○河村委員

ありがとうございます。であれば、例えばこの見せ方も、要するに利用する側からしたら、もう自分の所の自治体でしか利用しない、それがそういうふう建前になっているからということですので、こんな形でいいのかなと思いますが、見せるときに、国民が検索するとき、最初から都道府県から入っていかないで全国レベルで見たとき、例えばこの有料老人ホームだったら全国的に見ると平均的にどんなぐらいになっているのかとか、そういうことも見ることができたりとか、やはりいろんな意味でもう少し比べて見られるような形での見せ方というのを考えてもいいのではないかなというのが1つです。

もう1つ、公表項目についてなのですが、本当にいろいろ網羅されていると思うのですが、やはり介護事業所は昨今、特にコロナの影響が出ているということもあります。いろいろ経営の問題が出ている所もある。やはり、そういう経営関係の情報であるとか、財務関係の情報、お年寄りの方が見られるので余り

細かいことまでというのは分かるのですが、やはりそういう情報というのもこの公表項目の中で加えるべきなのではないかというのが1つです。

それから、もう1つ。1年に1回、現実的に皆さんお忙しい中で、データを集めて載せてというのがそんなにしょっちゅうはできないというのは理解するのですが、今、例えばコロナ禍でどういふことがこの介護サービスの事業所に起きているのかとかということを考えたときに、実際に利用者の方がこうやって確認して行ったけど、実は、ちょっといろいろ状況が違っていたとか、そういうのに今の把握の体制についていけるものかどうか。やはり、これだけ社会的距離を取らなければいけなくなって、介護のサービスはすごく難しいと思うのです。それにどう対応しているのかとかということが、少し調査項目の中に入っているのかなという気もしますし、公表の頻度とかも現実問題は大変でいらっしゃると思いますが、考える余地がないかなというところをお尋ねしたいと思います。

#### ○老健局

ありがとうございます。経営状況も含めて、公表項目についてよく検討せよという御指摘だと思います。今年度の調査研究の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

もう1つ、タイムリーなデータが取れるようにということですが、これはもう利用者さんだけではなく、我々行政も、コロナの状況も含めてオンタイムに情報が把握できるような仕組みというのが必要だと、それはもうおっしゃるとおりかと思っております。この公表システムは平成24年に作られたもので、そういった意味では、介護分野に限らず、デジタル庁もできましたが、デジタルトランスフォーメーションを進めていくという中で何ができるかというものは考えていきたいと思っております。

#### ○総括審議官

一通り御意見を頂きましたが、コメントシートの記入がまだの方は記入を進めていただくようお願いいたします。問い足りない御意見等があればお願いいたします。

#### ○栗原委員

論点の1つにありました、アウトカム指標についてです。今はアクセス数ということで、具体的にはアクセス数にもいろいろなアクセスがあり、都道府県のトップページへのアクセス数を採用していると思うのです。4-13の所です。データをどれだけ利用しているのかを見る際に、このトップページへのアクセス数が適当なのか、幾つか示されているアクセス数の中で何を指標としてみるかは、工夫の余地があるのではないかと思います。改善案では、事業所の比較の結果、こういったところも利用状況を1つ反映しているとは思いますが、事業所概要のようなレベルの情報までどの程度アクセスされているかというあたりが、利用状況を表すものではないかと思います。実はこの指標で見ると、毎年3割から4割ぐ

らい増えているのです。一方で、都道府県のトップページだとほとんど増えていないというか、場合によっては減少しているように見えます。これだと毎年一定ですね、あるいは増えていませんねという評価ですが、事業所で見ると検索数が増えているので、これが情報を利用しているということの1つの表ではないかと思えます。アクセス数でもいろいろありますので検討してください。

それから、もう1つ。オープンデータの利用の充実についてですが、今は令和3年3月に利用開始されたばかりですから、多分初期的な利用があって1,300件のダウンロード数があったのかもしれませんが、今後減少していくのかどうか、ダウンロード数の推移というようなところも、1つの利活用のメルクマールとして今後検討していただいてもいいのではないかと思います。

#### ○老健局

御指摘ありがとうございます。公表システムができた当初は、恐らく余り知られていなかったのが、トップページのアクセス数というのが最も重要だったのかなというふうに思えますし、1回目は全国トップページから入っても、次は御自身がお住まいの所から入ってくるということで、都道府県のトップページのほうがアクセス数が多くなっているということだと思います。さらに、御指摘いただいたとおり、事業所を実際に見ているというところがアウトプット、指標として適切ではないかということなので、そういった意味では一定の期間が過ぎておりますので、御指摘のような指標についても検討してまいりたいと思っています。

それとオープンデータですが、3月から始めたばかりということで余りこだわるものでもないのですが、まずは介護保険法の理念に基づいたところというのが重要だと思っています。そういった意味では、指標として入れていくかどうかというのは、ちょっと次元が違っている可能性もありますが、いずれにしても検討はしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○河村委員

細かいことですが、せっかく後ろにアンケートを付けて、任意なのかもしれませんがやっつけやっているので、満足度を聞いたりとか、実際の施設を選択するとき役に立ったかどうかといったデータを取って1つの参考に、全員に聞いているわけではないからというのはもちろんあるので、参考情報かもしれませんが、そういう形で参考にされてもいいのではないかなと思います。

#### ○総括審議官

そのほか、ありますでしょうか。

#### ○伊藤(伸)委員

これは全く違う視点になるのですが、確か債務負担行為でこの介護情報システムは契約を組んでいて、昨年度からでしたか、今年度からですか。

○老健局

4-16 にあり、令和4年度から令和6年度までの債務負担行為とさせていただいております。

○伊藤(伸)委員

なるほど。何を言いたいかと言うと、これは落札率が65%で、そんなにここまで落ちるケースは見ないなと思っていました。これは考えられるとすれば、相当、仕様書で弾力性を持たせていて、ある意味これは総合評価ですから、金額だけでなくこの仕組みも含めて考えた結果として、かなり落とすことができたのかなど。これは、いい意味で聞いているのですが、何か仕掛けができたとか何かあるのですか。余りこの場でいいお話をすることはないので。

○老健局

調達手続のことですので、事実関係だけ申し上げますと、総合落札方式で、かつ一者入札ではないということだけ申し上げておきたいと思います。

○伊藤(伸)委員

分かりました。前の事業者から継続しているかどうかと言うと、変わったのですか。

○老健局

変わっています。

○伊藤(伸)委員

変わっていますか。

○老健局

はい、変わっています。

○総括審議官

そのほか、ありますでしょうか。

○河村委員

すごく細かい技術的な質問です。同じレビューシートの所で、支出先の上位リストが出て、自治体が出てきますね、東京都がトップで出てきます。介護サービス情報の公表制度の支援業務となると、これはどうなのでしょう、金額的に結構差があるようにもお見受けしますが、システム運用とかだとそんなに差が付かないのかなという気もしますが、都道府県で結構差があるのはどんな状況なのでしょう。

#### ○老健局

システム運用ではございませんで、4-14 にありますように、実際に公表内容、情報の正確性を担保するために、具体的に事業所にお伺いして、それで情報の内容が正確であるかというものを担保していただいているということで、私が把握している限りでも東京都はかなりの事業所に調査に現実に行かれていますということですし、さらにコールセンターの設置や説明会の開催など様々なことをやっております。そういった意味ではシステム運用の経費ではございません。

#### ○総括審議官

すみません。今取りまとめておりますので、もう少々お待ちください。

それでは、取りまとめ役の栗原委員から、評価結果案と取りまとめのコメント案の発表をお願いします。

#### ○栗原委員

それでは、評価結果案及び取りまとめコメント案を発表させていただきます。まず、集計結果です。事業全体の抜本的改善1名、事業内容の一部改善4名、現状どおり1名となりました。委員からの意見です。利用者が得たい情報を精査し、厚みを持たせるようにすべきではないか。現状のシステムに関する評価改善について、より広範、あるいはバイアスの少ない利用者アンケートなどを活用して行うことが望ましい。情報の更新がされていない事業者があることで、利用者の事業者選定・評価という事業目的の達成に支障を来している。中長期的には、一次情報を提供することと全体像の把握に厚労省の役割は特化し、介護サービス情報の具体的な提供は民間に委ねることはできないか。それによって、口コミなど利用者の判断材料が広がる可能性が高い。介護サービスがより充実するよう、分析や他の情報との連携等がしやすくなるように、オープンデータの項目を大幅に拡充すべきである。記入者側のインセンティブがあるという点では、報告義務がある以上、ペナルティを強化する必要もあるのではないか。行政が情報を記録するメリットの1つは、過去の情報も含めて遡れる点である。介護供給体制が充実しているかどうかの経年的な政策評価の一環としても、このデータベースを活用すべきであり、これらが長期的には利用者の利便性につながると思われる。国が制度を運営する以上、単に利用者のニーズを満たすだけでなく、情報開示による各施設のサービスの質の向上促進も本事業の目的として、もう少し国として意識する形で制度を運用してもよいのではないか。これらのコメントがございました。

それでは、評価結果案及び取りまとめコメント案を提示させていただきます。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果といたしましては、事業内容の一部改善が適当であると考えられます。取りまとめのコメント案といたしましては、評価項目について新たに行う調査研究事業を踏まえ、利用者等のニーズに適したものが設定されているか検証を行うべきである。介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであることに鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべきである。利

用者による事業者の適切な評価・選択により、積極的に活用されるようにするため、介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータに掲載されているデータのより一層の拡充を検討すべきである。指標としては、複数の事業所を比較するページへのアクセス数や、事業所概要へのアクセス数、利用者アンケートを活用した満足度なども有用ではないか。このようにさせていただきました。

ただいまの評価結果案及びコメント案に対して、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(各委員了承)

○栗原委員

それでは、評価結果案及びコメント案どおりとさせていただきます。ありがとうございました。

○総括審議官

最後に、藤井内閣府副大臣から御挨拶を頂きます。藤井副大臣、お願いいたします。

○内閣府副大臣

ありがとうございます。今日は、貴重な議論をしていただき、また評価結果をまとめていただきましたことに、心から感謝申し上げたいと思います。

この会に私がなぜ出たいと思ったかと言いますと、先ほど少し厚生労働省さんもおっしゃっておられましたが、介護現場のデジタル化というのが、まだまだ進んでいないのではないかとこのと、事業者の皆様にとって、文書作成やそういうのの手間が非常に掛かっているところに非常に問題意識があったということです。

また一方で、介護事業というのは、本当に利用者の皆様、国民の皆様にとって大切な事業で、行政からの観点だけではなく、むしろ利用する方の利用者目線というのが非常に大事であるというふうに考えたところです。そのようなところで取りまとめをしていただいたことに感謝を申し上げ、また、利用者の皆様にとって素晴らしい介護事業になりますように、この事業がそれに寄与するように、どうかよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございます。

○総括審議官

藤井副大臣、ありがとうございました。藤井副大臣はこの後公務の予定があるため、これを持ちまして退席いたします。

○内閣府副大臣

どうもありがとうございました。



○総括審議官

これにて、4 番目の事業についての議論は終了とさせていただきます。それでは、最後の第5セッションの準備ができるまでお待ちください。

(所管部局入替)